

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
サービス利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部鹿児島県済生会

済生会鹿児島地域福祉センター
グループホーム武岡ハイランド

グループホーム武岡ハイランド

契約書・重要事項説明書

◆目次◆

I. サービス利用契約書

第一章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第二章	サービスの利用と料金の支払い・・・・・・・・	4
第三章	事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第四章	契約者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第五章	損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第六章	契約の終了・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第七章	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9

II. 重要事項説明書

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	12
5. 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
7. <付属文書>・・・・・・・・・・・・・・・・	20

III. 個人情報の取扱いについて・・・・・・・・・・ 25

IV. 「重度化した場合における対応に係る指針」・・・・・・・・ 28

I. サービス利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター（以下「事業者」という。）は _____（以下「利用者」という。）がグループホーム武岡ハイランド（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（認知症対応型共同介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の決定・変更）

- 1 事業者は、計画作成担当者（介護支援専門員等）に第1条第2項に定める認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護サービス計画」）の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 介護サービス計画は、計画作成担当者等が介護サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6か月または要介護認定有効期間満了日毎に1回、もしくは利用者及びその家族の要請に応じて、計画作成担当者等に、介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、介護サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、介護サービス計画を変更した場合には、利用者及びその家族に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、別紙「重要事項説明書」に記載のとおり、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 前項の他、事業者は、必要に応じて介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた自己負担分を事業者を支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、契約者はサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の住居費・食事代・水道光熱費他と、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（サービス利用料金の減免）

事業者は、別に定める「利用料減免規程」に基づき、契約者の支払うべき利用料金の一部又は全部を減免することがあります。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを提供するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 6 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の義務）

- 1 契約者は、本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請した時は、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。
- 2 契約者は利用者が事業者に対して負担する第6条に定める利用料金、第11条に定める損害賠償、第22条に定める残置物の処分に要する費用の支払について、利用者と連帯して保証するものとします。

3 前項の連帯保証債務により契約者が負う保証債務の限度額は金 100 万円とします。

第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者又は契約者に故意又は過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者及び利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者及び利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者及び契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 第 17 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 8 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者及び契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者又は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、1 か月以内に支払うように催告したにもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者が連続して 6 日を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

第 20 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、利用者がホームを退居する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 21 条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第 16 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、利用者が契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者が、第 20 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条第 5 項を準用します。

第 22 条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には契約者にその旨連絡するものとします。
- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者に、特段の事情がある場合には、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

第七章 その他

第 23 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 24 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

Ⅱ. 重要事項説明書

[令和6年 10 月 1 日改定]

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第 4670103268 号)

当事業所はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部鹿児島県済生会
- (2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号
- (3) 電話番号 0996-23-5221
- (4) 代表者氏名 支部長 揚松 龍治
- (5) 設立年月 昭和 27 年 8 月

2. ご利用施設

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業所
平成 15 年 7 月 1 日指定 鹿児島県 4670103268 号
- (2) 事業所の目的 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って適切な認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 グループホーム武岡ハイランド
- (4) 事業所の所在地 鹿児島市小野町 2427 番 2
- (5) 電話番号 099-283-7231
- (6) 事業所長(管理者)氏名 谷山 真由美
- (7) 当事業所の運営方針

当事業所は施設サービスに基づき、認知症の状態にあり介護を要する利用者に対して、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活上における援助等を行なうことにより、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう支援することを目的とします。

また、共同生活住居において家庭的な環境のもとで入浴・食事・排泄等介護その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めます。サービスの提供にあたっては、当該利用者又は、他の利用者の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をせず、自ら提供するサービスの質の評価を行い常にその改善を図ります。

(8)開設年月 平成 15 年 7 月 1 日

(9)利用定員 18 人

3. 居室の概要

(1)居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室 1 人部屋です。

◇なでしこ

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(3 階)	9 室	
合 計	9 室	
食堂兼談話室	1 室	3 階
居 間	1 室	6 畳間
浴 室	1 室	一般浴槽・脱衣室
便 所	4 室	居室前 3 箇所 *職員用 1 箇所

◇しらゆり

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(3 階)	9 室	
合 計	9 室	
食堂兼談話室	1 室	3 階
居 間	1 室	6 畳間
浴 室	1 室	特別浴槽・脱衣室
便 所	4 室	居室前 3 箇所 *職員用 1 箇所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

※洗面台 :各居室に設置しております。 ※寝台 :各居室に設置しております。

※収納 :各居室に押入れを設置しております。※冷暖房設備 :各居室に設置しております。

※ナースコール:各居室に設置しております。

(2)入居に当たり持込可能な電化製品について

※電気毛布(120 円/日)、パソコン(50 円/日)、携帯電話(充電は 10 円/日)については、上記内容にて使用料を別途ご請求させていただきます。

※テレビについては居室に設置した場合、50 円/日請求させていただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供する職員として 以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 計画作成担当者	1名	1名以上
3. 介護職員	6名	6名

※常勤換算:職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 37.5 時間)で除した数です。

※管理者と計画作成担当者は兼務することがあります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	月・火・水・木・金・土・日曜日
2. 計画作成担当者	8:30～17:15 1名
3. 介護職員	※標準的な時間帯における最低配置人員 8:15～17:00 8:30～17:15 9:00～17:45 … 6名 17:00～9:30 … 2名 ※1ユニットで利用者の日常とする生活時間を通して3名の職員を配置

※利用者の日常とする生活時間 (6:00～20:00)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が一部介護保険から給付される場合があります。

(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割・8割・7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、旬のもの、行事食を取り入れ、栄養士助言の下、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝 食	07:00～08:00
昼 食	12:00～13:00
夕 食	17:00～18:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週 2～3 回行います。
- ・身体の状態によっては、入浴を中止する場合がございます。
- ・皮膚病(疥癬など)の方は、毎日入浴(状態によっては清拭)を行います。
- ・必要に応じ、部分浴(足浴・手浴)を行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

- ・主治医・協力医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、健康保持・疾病の予防に努めます。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考えご本人の希望・生活歴を考慮の上毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥ 重度化した場合(看取りについて)

- ・ご利用者・ご家族からの看取りについての要望があり、施設の受け入れが可能と判断した場合には看取りの指針に従って行います。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

利用者負担額が 1 割の入所者(令和 6 年 4 月 1 日改定)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	753 円/日	788 円/日	812 円/日	828 円/日	845 円/日

※利用負担額についてはそれぞれの負担割合に応じた金額になります。

※ 初期加算 30 単位/日：入居日から起算し30日の期間算定
(30 日を超える入院後の再入居時も算定されます。)

※ 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) 39 単位/日

※ 医療連携体制加算(Ⅱ) 5 単位/日

医療連携体制加算は病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定されます。

※ 協力医療機関連携加算 100 単位/月 (令和7年4月1日以降 50 単位/月)

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合算定されます。

※ 退居時相談援助加算 400 単位/回

利用期間が1月を超える利用者が居宅に退居し、居宅及び地域密着型サービスを利用した場合において、利用者及び家族に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ当該利用者の同意を得て退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に算定されます。

※ 退居時情報提供加算 250 単位/回

医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定されます。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10 単位/月

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位/月

※ 新興感染症等施設療養費として、240 単位/日

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。

※ 現時点において指定されている感染症はない。

※ 看取り介護加算

死亡日以前31日以上45日以下については、72 単位/日、死亡日以前4日以上30日以下については、144 単位/日、死亡日の前日及び前々日については、680 単位/日、死亡日については、1280 単位/日
下記の条件を満たした場合に算定されます。

- ・看取りに関する指針を定め、利用者又は家族に説明の上同意を得ている。
- ・看取りに関する指針について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、適宜見直しを行っている。
- ・看取りに関する職員研修を行っている。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行っている。

※ 認知症対応型入院時費用 246 単位/日(上限 6 日)

入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に算定されます。

※ 栄養管理体制加算 30 単位/月

管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った際に算定されます。

※ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150 単位/月 (Ⅱ) 120 単位/月

※ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位/日 (Ⅱ) 4 単位/日

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7 日間限度) 200 単位/日

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位/月 (Ⅱ) 200 単位/月

※ 口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位/回(6 月に 1 回を限度)

※ 科学的介護推進体制加算 40 単位/月

※ 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければ、1 日の基本単価(料金)から 10% が減算されます。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態勢及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない記録すること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
☆認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位/日

介護職員の総数に占める、勤続年数が 10 年以上の介護福祉士の割合が 25% 以上のサービス提供体制を整えている場合に算定されます。

※ 介護職員処遇改善加算 11.1% (令和 6 年 5 月 31 日まで算定)

介護サービス利用料金及び各種加算額(ご利用者負担分)の合計に対して加算されます。

※ 介護職員等特定処遇加算 2.3% (令和 6 年 5 月 31 日まで算定)

介護サービス利用料金及び各種加算額(ご利用者負担分)の合計に対して加算されます。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3% (令和 6 年 5 月 31 日まで算定)

介護サービス利用料金及び各種加算額(ご利用者負担分)の合計に対して加算されます。

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 18.6% (令和 6 年 6 月 1 日より算定)

介護サービスの利用料金及び各種加算(ご利用者負担額分)の合計に対して加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 住居費・・・1日につき住居費として 1,500 円ご負担いただきます。(生活保護受給者においては 1,000 円ご負担いただきます)
- ② 食事の材料の提供(食材料費)・・・ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。
利用料金:350 円(朝食)550 円(昼食)550 円(夕食)
- ③ 水道光熱費・・・1日につき 500 円ご負担いただきます。
- ④ 理髪・美容・・・実費になります。
- ⑤ おむつ代・おむつ処理代(実 費)
- ⑥ レクリエーション、各種活動経費等

ご契約者の希望によりレクリエーションや各種活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事	備 考
1 月	新年会 (新年を感じて頂けるも用紙を計画し、新年を祝います。) 誕生会	
2 月	節 分 (鬼と福が登場し、豆まきを行い、一年の無病息災を祈願し、 豆を頂きます。) 誕生会	
3 月	ひなまつり 誕生会	
4 月	お花見(桜の名所に出かけ春を満喫します。) 誕生会	
5 月	端午の節句 誕生会	
6 月	お花見(ドライブを兼ねて紫陽花園にでかけます。) 誕生会	
7 月	七夕会 (短冊に願いを書き、飾り付けと一緒に笹に飾ります。)	
8 月	夏祭り 誕生会	
9 月	お月見・敬老会 誕生会	
10 月	運動会 誕生会	
11 月	お花見 誕生会	
12 月	クリスマス会 餅つき 誕生会	

記載されている行事以外にも随時行っております。

⑦ サービス提供記録等の閲覧及び複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録等をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10 円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

共有で使用する日用品(トイレトペーパー、洗濯洗剤等)以外の個人消耗品の費用(個々が使用する居室内の箱ティッシュ、歯ブラシ、ポリデント、歯磨き粉等)個人で使用した品は実費清算で

自己負担となります。

⑨ 入院・外泊時の取扱いについて

入院・外泊時は居住費のみご負担いただきます。

⑩ 貴重品の管理について

通帳及び印鑑等のお預かりは基本的にいたしておりません。

但し、状況に応じてやむなく金銭管理を行う場合は 1,000 円／月 とさせていただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

鹿児島銀行 高見馬場支店 普通預金 1713011

グループホーム武岡ハイランド 施設長 吉田 紀子

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：鹿児島銀行及びゆうちょ銀行

※振り込み、自動引き落としにかかる手数料は、ご利用者又はご契約者のご負担となります。

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに退居届届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご利用者が連続して3ヶ月を超え、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
⑤ ご利用者が介護老人保健施設・介護医療院に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
⑥ ご利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合 |
|--|

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

<入院期間中の利用料金>

上記の通り、入院期間中の利用料金については、自己負担分(居住費)をお支払いいただきます。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

(4)入居敷金

- 利用料その他の費用の不足や、退所時の費用の精算に充当するため、入居時に敷金として住居費の1か月相当額(¥30,000)を預からせていただきます。

7. 非常災害対策

- 当該施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施します。
又、別途定めるBCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、できる限り事業が継続できるように尽力します。

8. 事故発生時の対応

- 利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 発生した事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録することとします。
- 利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

9. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当施設では、原則として身体拘束は行いません。但し生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- 身体的拘束適正化検討委員会による検討
- ご家族等への説明・同意
- 拘束の有効性の再検討
- 経過記録の保管

10. 高齢者虐待防止について

当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に努めます。

11. 感染症・食中毒の予防について

当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP(事業継続計画)により本事業が継続できるように尽力します。

12. 残置物の引取

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて「残置物の引取等」を定めていただきます。(契約書第 22 条参照)

当事業所では、契約者に残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は契約者にご負担いただきます。

13. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■ 苦情受付担当者 1) 事業所管理者 谷山 真由美(介護支援専門員)

電話番号 099-283-7231

■ 苦情解決責任者 2) 管理責任者 早田 利博

電話番号 099-202-0710

■ 受付時間 日曜日～月曜日 8:30～17:15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番7号 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00～16:00

14. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
第三者評価機関	—
評価結果の開示状況	—

15. <付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 3 建 3 階部分
- (2) 建物の延べ床面積 697.14 m² (2 ユニット)
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【指定介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム高喜苑(定員 50 名) 平成 9 年 8 月 1 日開設
鹿児島県 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

【指定短期入所生活介護・指定予防介護短期入所生活介護】

特別養護老人ホーム高喜苑(定員 16 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島県 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

【指定通所介護・指定介護予防通所介護】

武岡台デイサービスセンター(55 名) 平成 14 年 10 月 1 日開設
鹿児島県 4670102880 号 平成 14 年 9 月 13 日指定
鹿児島県 4670100975 号 平成 17 年 4 月 1 日指定

【指定訪問介護・指定介護予防訪問介護】

ホームヘルプステーション高喜苑 平成 10 年 2 月 6 日開設
鹿児島県 4670101437 号 平成 12 年 2 月 10 日指定

【指定訪問看護・指定介護予防訪問看護】

なでしこ訪問看護ステーション 平成 6 年 12 月 28 日開設
鹿児島県 4660190051 号 平成 12 年 4 月 1 日指定

【指定居宅介護支援】

指定居宅介護支援センター高喜苑 平成 11 年 10 月 1 日開設
鹿児島県 4670100363 号 平成 11 年 9 月 29 日指定

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

グループホーム武岡五丁目 (定員 9 名) 平成 14 年 8 月 6 日開設
鹿児島県 4670102823 号 平成 14 年 8 月 6 日指定 令和 6 年 4 月 1 日休止

【ケアハウス】 シルバーフラット武岡台 (定員 40 名) 平成 14 年 10 月 1 日開設

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業】

済生会サポートセンターなでしこ 平成 25 年 4 月 1 日開設
鹿児島県 4690100971 号 平成 25 年 3 月 28 日指定

【サービス付き高齢者向け住宅】

済生会 なでしこの杜(定員 40 名) 平成 26 年 11 月 1 日開設

【ミニデイ型通所介護サービス・運動型通所介護サービス】

済生会ヘルスサポートセンター武岡 平成 29 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 46A0100192 号 平成 29 年 9 月 20 日指定

(4)事業所の周辺環境

武岡・明和二つの大型団地に隣接した高台に位置し、周囲に適度に緑が残る閑静な場所にあり、生活の場としては最適な環境にある。武岡団地の中心地まで徒歩 10 分。近隣に武岡台小中高校・郵便局・病院・金融機関・スーパーマーケット等の商店街や、住宅街が広がっている。明和団地の中心街までは約1km。最寄りのバス停は南国交通「武岡ハイランド西」から徒歩 10 分。鹿児島中央駅まで車で約 20 分。

2. 職員の配置状況

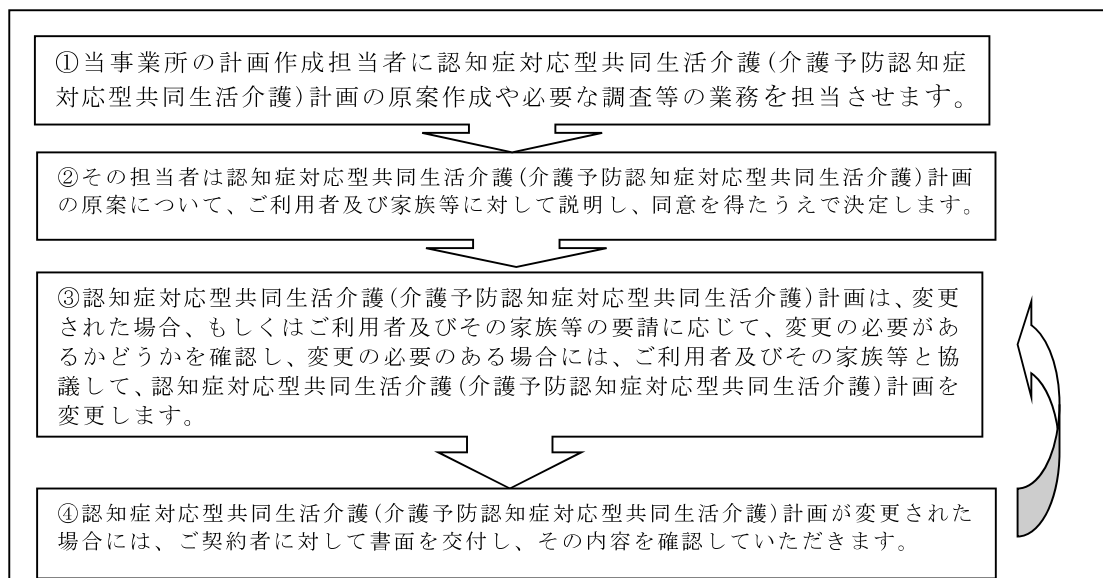
〈配置職員の職種〉

介護職員 入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。

計画作成担当者 入居者の心身の状況、希望及び置かれている状況等を踏まえて、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の作成を行います。1 名を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1)ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、契約締結後に作成する「認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その
他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

入所にあたり、一部持ち込みを制限させていただく場合がございます。

例) 刃物等・火気のあるもの・電気製品・生もの等

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙・・・事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 面会

面会時間 10:00～16:00(感染予防期間は別に定める)

※面会希望の際は、事前にご連絡ください。

※来訪者は、必ずその都度受付にて面会カードを記入し職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、生ものの持ち込みはご遠慮ください。食中毒予防のため、持ちこまれる場

合は1回で食べ終える分のみお持ち下さい。

※風邪やその他の感染症もしくはその疑いがある場合は面会をご遠慮ください。

※マスク着用や消毒など感染予防対策にご協力ください。

※同居のご家族様が同様の症状にある場合も面会をご遠慮ください。

※その他、介護・看護上、ご注意やご協力を頂いている事項につきましては、必ずお守りください。

※以上の事項をお守り頂けず、事故等は発生いたしましても当施設は責任を負いかねます。また最悪の場合、退所をして頂かなければならなくなりますので、ご了承下さい。

※他のご家族、お知り合いの方へもご周知頂けるようお願い申し上げます。

☆広域にわたり感染症が拡大している場合や拡大の危険性がある場合、又施設内でのクラスター発生の危険性がある場合には、面会の停止や限定をさせていただきますのでご理解ください。

(5) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前に外出・外泊届けを記入し届け出てください。

但し、外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。

☆広域にわたり感染症が拡大している場合や拡大の危険性がある場合、又施設内でのクラスター発生の危険性がある場合には、外出・外泊の停止や限定をさせていただきますのでご理解ください。

(6) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食事に係る自己負担額は減免されます。

(7) 利用者及び利用者の家族などの禁止行為

○職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例:コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

○職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)

例:大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

○職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

例:必要なく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

(8) サービス利用中の医療について

入所中利用者の体調不良により医療受診が必要と認められる場合は、施設より契約者(家族)に連絡し、契約者(家族)より主治医へ連絡指示を仰いでいただきます。(但し、緊急時はこの限りではありません。その場合下記医療機関等を利用いたします。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島病院
所在地	鹿児島市南林寺町1番11号
診療科	内科・呼吸器科・放射線科・消化器科・泌尿器科・循環器科

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人猪鹿倉会 パールランド病院
所在地	鹿児島市犬迫町 2253 番地
診療科	内科・神経内科・精神科・リハビリテーション科・歯科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	下田平歯科医院
所在地	鹿児島市堀江町16番8号

④ 協力施設

医療機関の名称	特別養護老人ホーム高喜苑
所在地	鹿児島市武岡 5 丁目 51 番 10 号

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

Ⅲ. 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター（以下、「法人」という）は、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務を考えます。

法人が保有する利用者及びその家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1、個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人及びその家族の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2、個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人及びその家族が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 099-284-8250）までお問い合わせください。

4、苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページで公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

URL <http://www.saiseikai-kg.jp/>

個人情報の利用目的

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センターでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者及びその家族の個人情報「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1、施設（又は事業所内）内部での利用目的

- ①施設（又は事業所）が利用者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設（又は事業所）の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2、他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設（又は事業所）が利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1、施設（又は事業所）内部での利用に係る利用目的

- ①施設（又は事業所）の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設（又は事業所）等において行われる学生等への実習への協力
 - ・施設（又は事業所）において行われる事例研究等

2、他の事業所等への情報提供に係る利用目的

①施設(又は各事業所)の管理運営業務のうち

・外部監査機関、評価機関等への情報提供

3、広報活動に係る利用目的

事業所活動状況や様子等、写真を含む

①ホームページへの掲載

②広報誌への掲載

③写真の掲示や配布

*サービス提供時(施設内外行事等を含む)に撮影した写真の利用についてご意向をお聞かせ下さい。 □に ☒をお願い致します。

☐ 施設内での掲示に同意します。

☐ 利用者への配布に同意します。

☐ 広報誌、パンフレット等への掲載に同意します。

☐ ホームページへの掲載に同意します。

☐ 上記項目に同意しません。

なお、あらかじめ利用者本人及びその家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

「重度化した場合における対応に係る指針」

グループホーム武岡ハイランド

1 急性期における医師や医療機関との連絡体制

当ホームでは、本人、ご家族の意向に添いながら入居時に急変時(急性期)の対応法について確認を取り、主治医・医療機関・訪問看護ステーションとの連携により必要に応じ健康上の管理等の対応を行っています、併せて看取り介護を実施いたしますので、ホームにおける以下の医療体制及び連絡体制へのご理解をお願い致します。

- ・常勤医師の配置がないため、緊急時は主治医(かかりつけ医)又は入所時に取り決めに致した医療機関(24時間緊急医療体制あり)に連絡いたします。
- ・夜間は、緊急時の連絡により連携している訪問看護師が対応します。
- ・ホームでは、痛み、苦しみ等の緩和対応には限界があります。
- ・身体状態や病状の変化があり、治療により回復の見込みがある状態になった場合には専門医により治療をしていただきます。

2 入金期間中における指定認知症対応型共同生活介護における住居費や食費の取り扱い

入院・外泊時の住居費はご負担いただきます。

重要事項説明書(P16)に記載しています。

3 看取りに関する考え方

1) 看取りとは

看取り介護は「利用者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利」を保持していることから、可能な限り本人の尊厳と安楽を保ち、安らかな終末を迎えられるよう全人的ケアを提供することを基本理念とします。

当ホームにおいては、入所する本人が老化や病気等により回復不可能な状態になったと医師が判断した場合、本人の意思、又は本人の意思や判断が困難な場合には、本人の意思を尊重しご家族などがホームを最期の場所として過ごすことを希望するとき、ホームは看取り介護を明らかにします。痛みや苦痛の軽減に努め、穏やかな日々を過ごしていただくための精神的ケア(緩和ケア)を実施するために、「ホームにおける最期の考え方や取り組み」をこの『指針』を定めています。これは一度同意するとその後、変更できないというものではありません。いつでも変更が可能です。

2) 看取り状態とは

老化や慢性疾患等により心身が衰弱し、医療機関での対応の必要性が薄く、回復の見込みがないと医

師より診断される状態のことです。

3) 基本的姿勢

- ・ 苦痛の軽減と安楽、安心を感じられるケアを実践します。
- ・ 個別性、多様性を尊重し、本人、ご家族の意向に添うように努めます。
- ・ 一貫したケアのためにサービス計画に基づきケアを実施します。

4) 看取り介護の経過と考え方

段 階		対 応
前期	・看取りの実施に向けた準備段階	・ 利用者の意向確認(事前の意思確認を踏まえたケア基本方針の確立) ・ 医師・管理者・計画作成担当者・訪問看護師・介護職員などの連携体制の構築 ・ 連絡・相談方法の確認及び緊急時対応マニュアルの作成
中期	・ 看取り実施の決定段階 ・ 看取りにおける基本的対応の時期	・ 医師による説明 (インフォームドコンセント) ・ 医師及び2名のホーム職員立会いの下、本人、ご家族もしくは契約者の同意を得る ・ 看取り環境の整備(居室の準備) ・ 管理者・計画作成担当者、訪問看護師、介護職員等によるご家族等への方針・プラン等説明(1週間に1回以上) ・ 本人に対する精神的、肉体的苦痛を軽減する尊厳あるケアの実施 ・ 定期的カンファレンスの実施 ・ ご家族などへの精神的負担の支持
後期	・看取り最終段階	・ 医師への頻繁な連絡、相談 ・ 最期まで尊厳を保つケアの実施 ・ ご家族が寄り添う時間・環境を確保する
	・死亡直前	・ 死亡直前の病状説明 ・ ご家族にできることを伝える

5) ホームでの看取り介護における医療体制及び医療機関との連絡体制

当ホームでは本人、ご家族もしくは契約者の意向に添い看取り介護を実施いたしますが、ホームにおける以下の医療体制及び連絡体制へのご理解をお願いいたします。

- ・ 常勤医師の配置がないため、緊急時は主治医又は入所時に取り決めた医療機関(24 時間緊急医療体制あり)に連絡いたします。
- ・ 夜間は、緊急時の連絡により連携している訪問看護ステーションの看護師が対応します。
- ・ ホームでは痛み、苦しみ等の緩和対応には限界があります。
- ・ 身体状態や病状の変化があり、治療により、回復の見込みがある場合には専門医により治療をしていただきます。

6) 看取り介護の具体的方法

① ホーム利用開始時

看取り介護を実施するために当ホームではこの『指針』を利用開始時本人及び家族などに説明し同意をいただいております。(同意いただいた後の意志の変更はいつでもできます)

② 看取り介護の開始時期

- ・看取り介護の実施開始については、医師により医学的に回復の見込みないと判断され、医療機関での対応の必要性が薄いと判断されたときに、医師より本人及びご家族もしくは契約者などに懇切丁寧に説明し、利用開始時説明しました『指針』を再度説明し、ご希望を確認します。
- ・介護開始にあたり、本人、ご家族もしくは契約者などの方に看取り介護実施にあたりどのようにして欲しいか希望を確認します。
- ・看取り後の帰来先、方法、葬儀等について希望、確認を行います。ホームでできることは可能な限り協力いたします。
- ・ご家族の方などにできるケア等を説明し、ご協力いただくことがあります。

③ 看取り介護の実施

- ・本人及び本人の意思を尊重したご家族もしくは契約者の希望により「看取り介護」を実施する場合は管理者、計画作成担当者、訪問看護師、介護職員などと共同して看取り介護の計画を作成します。
- ・看取り介護を実施する際、医師、管理者、計画作成担当者、訪問看護師、介護職員などより定期的に説明を行います。
- ・ホームの全職員は、本人が安らかな最後を迎えられるよう寄り添いながら精神的支援に努めます。
- ・病院で看取る場合、本人に関する必要事項について病院へ情報提供し、適宜病院と連絡調整します。

④ 看取りの事後段階

- ・看取り後、お体を清拭し、お着替えをいたします。(ご家族などが希望する衣類への着替え等遠慮なく申し出ください。)

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約書、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの提供開始にあたり、利用者、契約者及び家族代表に対して本書名に基づき契約書ならびに重要事項、個人情報の取り扱い、重度化した場合(看取り)における対応に係る指針についての説明をいたしました。

＜事業者＞	社会福祉法人 ^{恩賜} _{財団} 済生会支部鹿児島県済生会	
	済生会鹿児島地域福祉センター	
代 表 者	所 長 吉田 紀子	印
住 所	鹿児島市武岡5丁目51番10号	
＜説明者＞	事業所名 グループホーム武岡ハイランド	
	事業所番号 第4670103268号	
	職 名	
	氏 名	印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書ならびに重要事項、個人情報の取扱いの説明を受け、認知症対応共同生活介護(介護予防認知症対応型生活介護)の提供開始及び個人情報の取扱い、重度化した場合(看取り)における対応に係る指針について同意し交付を受けました。

＜利用者＞

※自筆・代筆	住 所	
	氏 名	印

＜契約者＞

住 所	
氏 名	印
(利用者との続柄)	

＜家族代表＞

住 所	
氏 名	印
(利用者との続柄)	